

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	姫路市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 姫路市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
看護師3年課程	看護学科	夜・通信	14単位	9単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

専門分野Ⅰ基礎看護学の一覧表を看護学校ホームページに掲載する

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	姫路市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 姫路市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	姫路市医師会看護専門学校運営委員会
役割	看護専門学校の運営状況及び運営計画等について協議検討する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
姫路市医師会会長	2022. 6. 4～ 2024. 6. 3	医師
姫路市医師会副会長	2022. 6. 4～ 2024. 6. 3	医師
姫路市医師会理事	2022. 6. 4～ 2024. 6. 3	医師
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	姫路市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 姫路市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

「授業概要（シラバス）」を毎年度作成し学生等に配布している。また、学則・履修規程に加えて、卒業時の到達目標、単位制、卒業の認定、出席時間及び授業科目の評価等についてまとめた「学習の手引き」などを掲載した「学生便覧」を作成して学生に配布するほか、入学時のガイダンスでも説明している。

看護学校ホームページ、学校案内パンフレットで、新カリキュラム 107 単位の分野ごとの授業科目を公表している。「授業概要（シラバス）」はホームページには掲載していないが閲覧可能としている。

「授業概要（シラバス）」は学生、教員・講師には配布しているが、一般には閲覧対応としている。

授業計画書の公表方法

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

成績の評価は、筆記、口述、レポート、実技、実習など担当教員が適当と認めた方法で行い、60点以上の優・良・可を合格とし、60点未満の不可を不合格とするほか、再評価、追試験については学則及び履修規程に定めている。

学則・履修規程及び「学習の手引き」は、「学生便覧」に掲載して学生に配布するとともに入学時のガイダンス等で説明している。

3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

学生の成績評価については、学則・履修規程に基づき、筆記・口述・レポート・実技・実習など担当教員が適当と認めた方法で実施し、授業科目ごとに 100 点満点に換算した取得点数を成績管理システムにより管理している。

単位制ではあるが、各年次の授業科目の成績評価は、成績管理システムを活用して総取得点数の平均を求め公表していく。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

学則・履修規程等を掲載した「学生便覧」は閲覧対象としている。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

学則及び履修規程に定める必要な出席時間数を満たし、全ての単位を取得した者に対し、校長及び関係教職員で構成する運営会議での審議結果に基づき卒業の認定を行う。

学則及び履修規程は、「学生便覧」に記載し、学生に配布するとともに、入学時のガイダンス等で説明している。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

学則及び履修規程等を掲載した「学生便覧」を学生に配布し、入学時のガイダンス等で説明している。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	姫路市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 姫路市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	姫路市医師会ホームページで公表
収支計算書又は損益計算書	姫路市医師会ホームページで公表
財産目録	
事業報告書	姫路市医師会組織運営部で閲覧
監事による監査報告（書）	姫路市医師会組織運営部で閲覧

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士
医療		看護専門課程	看護学科		○	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
3年	昼	107 単位時間／単位	単位時間 84/単位	単位時間 /単位	単位時間 23/単位 /単位	単位時間 /単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
240人		240人	0人	16人	73人	89人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) 講義（看護技術実習とグループワーク演習を含む）と病院・施設での臨地実習を通して、基礎分野・専門基礎分野・専門分野を段階的に学び、基本3年間で107単位を修得する。「授業概要（シラバス）」、「学習の手引き」、講義予定表により年間の授業計画を学生に周知している。
成績評価の基準・方法
(概要) 学則・履修規程の定めにより、成績評価は筆記・口述・レポート・実技・実習等をもって行い、優・良・可60点以上を合格とし、60点未満の不可を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要) 必要な出席時間数を満たし、全ての授業科目の単位を修得した者について、運営会議で審議の上、卒業を認定する。単位未修得の場合は再履修が必要。
学修支援等
(概要) 毎年次の学生担当教員を中心に、学生の相談等に対応している。また、自主的な学習の場として、教室のほかに図書室・情報処理室・実習室の利用を認めている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
77人 (100%)	0人 (0%)	74人 (96%)	3人 (4%)
(主な就職、業界等) 医療機関（病院）			
(就職指導内容) 各医療機関や卒業生による合同就職説明会を開催するほか、図書室内に求人情報の紹介コーナーを設けている。また、就職担当教員が個別相談に対応している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験の受験資格 保健師・助産師学校の受験資格 看護大学編入の受験資格			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
248人	6人	2.4%
(中途退学の主な理由) 進路変更、成績不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 授業態度等から相談指導が必要と思われる学生に対しては、専任教員が面接対応している。また、学生相談室に週1回カウンセラーを配置し、カウンセリング通信を発行して相談利用を呼び掛けている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	250,000 円	276,000 円	640,000 円	施設整備費 100,000 円 (初年度のみ) 実習費 180,000 円 (年間)
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://himeji-kango.jp																					
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 教育関係者、実習病院関係者、卒業生、地域住民で構成する学校関係者評価委員会に学校運営評価等の自己評価を報告し、意見を聴取して教育活動及び学校運営に活用している。																					
学校関係者評価の委員																					
<table border="1"><thead><tr><th>所属</th><th>任期</th><th>種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>元県立高等学校長</td><td>2022.3.1～2024.2.28</td><td>教育関係者</td></tr><tr><td>非常勤講師（他校外部評価委員）</td><td>2022.3.1～2024.2.28</td><td>教育関係者</td></tr><tr><td>実習病院看護部長</td><td>2022.3.1～2024.2.28</td><td>実習病院関係者</td></tr><tr><td>民生委員・児童委員</td><td>2022.3.1～2024.2.28</td><td>地域住民</td></tr><tr><td>実習病院看護師、非常勤講師</td><td>2022.3.1～2024.2.28</td><td>卒業生</td></tr><tr><td>県立病院看護師</td><td>2022.3.1～2024.2.28</td><td>卒業生</td></tr></tbody></table>	所属	任期	種別	元県立高等学校長	2022.3.1～2024.2.28	教育関係者	非常勤講師（他校外部評価委員）	2022.3.1～2024.2.28	教育関係者	実習病院看護部長	2022.3.1～2024.2.28	実習病院関係者	民生委員・児童委員	2022.3.1～2024.2.28	地域住民	実習病院看護師、非常勤講師	2022.3.1～2024.2.28	卒業生	県立病院看護師	2022.3.1～2024.2.28	卒業生
所属	任期	種別																			
元県立高等学校長	2022.3.1～2024.2.28	教育関係者																			
非常勤講師（他校外部評価委員）	2022.3.1～2024.2.28	教育関係者																			
実習病院看護部長	2022.3.1～2024.2.28	実習病院関係者																			
民生委員・児童委員	2022.3.1～2024.2.28	地域住民																			
実習病院看護師、非常勤講師	2022.3.1～2024.2.28	卒業生																			
県立病院看護師	2022.3.1～2024.2.28	卒業生																			
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://himeji-kango.jp																					
第三者による学校評価 (任意記載事項)																					

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://himeji-kango.jp

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合は、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H128310000637
学校名	姫路市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 姫路市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		35人	34人	35人
内訳	第Ⅰ区分	22人	22人	
	第Ⅱ区分	—	—	
	第Ⅲ区分	—	—	
家計急変による支援対象者（年間）				—
合計（年間）				35人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期		後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けしたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	—		
G P A等が下位4分の1	—		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	—		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。